

共同事業の実施項目の確認

個人情報保護法では、「他の事業者と共同で事業を行う場合は、共同事業として実施する事業を明確にし、その内容をあらかじめ本人に通知するか、または他の取りうるべき広報手段を用いて継続的に公表しなければならない」と定められています。

個人情報保護法の定めに基づき、実施している共同事業について下記のとおり公表します。

● 健康診断事業および保健事業の推進

共同事業の相手先	事業主（以下「会社」という）
個人データを利用する趣旨	被保険者の健康の保持・増進のための健診結果を共同利用のうえ、保健指導および健康相談等に活用する
共同して利用する個人データの項目	被保険者の記号・番号・氏名・所属・性別・生年月日および健診結果のデータ等
個人データを取り扱う人の範囲	【会社】 健康管理担当者 【健保組合】 役職員
取り扱う人の利用目的	【会社】 個別の健康管理および指導を必要とする個人への健康管理に利用する 【健保組合】 健診結果に基づく健康指導および保健指導の推進に利用する
データ管理責任者	【会社】 人事・総務部門責任者 【健保組合】 常務理事

● 高額医療給付に関する交付金交付事業

共同事業の相手先	健康保険組合連合会（以下「健保連」という）
個人データを利用する趣旨	健康保険法附則第2条に基づく事業で、当健保組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるもの その事業の申請のために診療報酬明細書（調剤報酬明細書を含む（以下「レセプト」という））については、電子レセプトのCSV情報、もしくは紙レセプトのコピーと該当レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、レセプト請求金額などを記載した書類（交付金交付申請総括明細書）を健保連・交付金交付事業グループに提出
共同して利用する個人データの項目	総括明細書の記載事項のほか、レセプト記載データの1枚（請求金額1千万以上のレセプトについてはレセプトデータの全て）の部分の項目
個人データを取り扱う人の範囲	【健保連】 交付金交付事業グループ・高額医療担当職員 【業務委託先】 公益財団法人日本生産性本部ICT・ヘルス推進部および協力会社 【健保組合】 担当職員
取り扱う人の利用目的	事業申請を行うことにより、医療費の一部の交付を受けるために利用 健保連・交付金交付事業グループ・高額医療担当は当健保組合からの申請が間違いないかをチェックし、適正な交付をおこなうために利用 なお、健保連では、申請の時効等の関係上、レセプトコピーについては、1年間保存し、イメージデータにしたものを4年間程度保持
データ管理責任者	【健保連】 組合サポート部 部長 【健保組合】 常務理事